

## 市第90号議案

## 墓地の指定管理者の指定

次のように墓地の指定管理者を指定する。

令和 3 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
メモリアルグリーン	中区山下町1番地	清光社・横浜植木共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真 社 長	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 提 案 理 由

メモリアルグリーンの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

**参 考**

**清光社・横浜植木共同事業体の構成員**

1 中区山下町 1 番地

株式会社清光社

代表取締役社長 鈴木 真

2 南区唐沢 15 番地

横浜植木株式会社

代表取締役社長 伊藤 智 司

**地方自治法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）